

第3期吹田市教育振興基本計画「吹田市教育ビジョン」策定支援業務仕様書

1 業務名

第3期吹田市教育振興基本計画「吹田市教育ビジョン」策定支援業務

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務の目的

教育基本法第17条第2項に基づき、令和7年度（2025年度）から5年間を計画期間とする「第3期吹田市教育振興基本計画「吹田市教育ビジョン」」を策定するために業務の一般的な支援を行うことを目的とする。

4 業務内容

(1) 現状の分析と課題の整理

ア 現行の第2期吹田市教育振興基本計画「吹田市教育ビジョン」の取組状況を整理・分析した上で、本市の特性を踏まえた課題を抽出・整理する。

イ 教育に関わる国の動向をはじめ、社会・経済状況の変化について、データ収集や整理を行う。

(2) 事務事業の指標の設定の支援

教育行政に係る事務の事業ごとの活動指標及び成果指標の設定の支援を行う。指標の設定に当たっては、市の既存資料・情報、他市事例、検討会議の討議結果等を勘案するとともに、可能な限り数値化できるよう支援する。

また、第3期吹田市教育振興基本計画「吹田市教育ビジョン」の進捗管理及び指標の評価の方法について提案・助言等の支援を行う。

(3) 計画素案等の作成支援

国の教育振興基本計画を参酌し、上記(1)の現状の分析や課題を踏まえた計画素案の作成に向けて、積極的に提案・助言を行うなどの支援を行う。また、計画素案に対する検討結果や意見等に基づき計画素案の修正支援を行う。

ア 計画素案等の作成支援

イ 計画素案等の修正支援

ウ 計画素案等の原稿レイアウト、デザイン及び表現方法等の編集作業

※計画素案等の作成は令和6年7月を目処とする。

※計画素案等の作成には、教育振興基本計画書概要版及び教育振興基本計画書（子供意見集約用）を含める。

※受託者は、上記(3)ア及びイについて、委託者の求めに応じ、適宜、電子データを納品すること。

(4) 教育振興基本計画の周知に係る情報提供などの支援

策定された教育振興基本計画について、効果的な市民周知を実施するための提案・助言を行う。

(5) 成果品

作成した資料については、全てデータで提供すること。

ア 教育振興基本計画書紙面データ

A 4判、50 ページ程度、フルカラーとし、図表や写真、イラスト等を用い、全体をとおして誰もが読みやすいユニバーサルデザインに配慮した工夫をすること。ファイル形式はMicrosoft Word とする。

イ 教育振興基本計画書概要版データ

A 4判、1 ページ程度、フルカラーとし、図表や写真、イラスト等を用い、全体をとおして誰もが読みやすいユニバーサルデザインに配慮した工夫をすること。ファイル形式はMicrosoft Word とする。

ウ 教育振興基本計画書紙面データ（子供意見集約用）

- (ア) こども基本法に基づく計画策定に向けた子供の意見を集約するために使用するもの
- (イ) A 4判、フルカラー、上記 4 (5) アの内容をもとにし、全体をとおして子供が理解しやすく意見表明をしやすいよう配慮した工夫をすること。

5 打合せ

- (1) 受託者は、本業務の主旨を熟知し、業務実施に当たっては委託者と打合せを綿密に行い進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録簿を作成し、委託者の承認を得るものとする。
- (2) 受託者は、委託者から打合せの申出があったときは応じること。なお、打合せには本業務の主担当者が出席することとし、やむを得ない事情で出席できない場合は委託者に連絡すること。

6 秘密の保持

業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

7 知的財産権の使用

本業務の履行に際し、第三者の著作物、特許、実用新案その他の知的財産を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

8 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた受託者の責めに帰すべき諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、受託者が一切を処理するものとする。

9 貸与資料

受託者は、本業務に必要な資料を委託者から借り受けた場合は、その資料を善良な管理者の注意をもって適正に管理し、業務完了後速やかに返却するものとする。

10 成果品の帰属等

本業務の成果品の所有権及び著作権は、委託者に帰属する。また、受託者は、本業務の成果品に関する中間生成物を、委託者の承諾なくして貸与、公表又は使用してはならない。

11 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様書の内容に疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議してこれを定めるものとする。